

# 保育所等入所希望者及び入所者へのお知らせ

## 「令和3年度支給認定申請書(新規)」「令和3年度保育所入所申込書」 「令和2年度支給認定現況届」の提出について

令和3年度保育所等の入所申込を令和2年12月1日(火)から受付しますので、必要事項(マイナンバーも必要)を記入し、受付(届出)期間内に窓口へ提出してください。

また、日高町から支給認定を受け、現在保育所等に入所されている児童の保護者は、令和2年度支給認定現況届の提出が必要になります。該当者へは12月上旬に届出用紙を送付しますので、必ず提出してください。

なお、新年度小学校入学のため退所する児童についても、現況届の提出は必要です。

### 1 提出区分別(児童ごとの提出書類)

(1)新規入所:令和3年4月以降、新たに保育所入所を希望される方

- ①令和3年度支給認定申請書
- ②令和3年度保育所入所申込書

※下記の各受付窓口に書類を設置していますので、必要書類を準備し、提出をお願いします。

(2)継続入所:現在児童が入所中で、令和3年4月以降も継続して入所される方(年中組以下の児童)

- ①令和2年度支給認定現況届
- ②令和3年度保育所入所申込書

※後日郵送する通知に詳細を記載しています。

(3)年度末退所:現在児童が入所中で、令和3年3月で退所される方(年長組など)

- ①令和2年度支給認定現況届

※後日郵送する通知に詳細を記載しています。

(4)添付書類((1)~(3)共通)

- ①在職証明書・自営業(内職)に係る申告書等
- ②上記の他、入所条件により必要となる書類(例:診断書、母子手帳の写し等)



### 2 受付(届出)期間

令和2年12月1日(火)から令和3年1月15日(金)まで

(受付時間:役場開庁日の8:30から17:15)

### 3 受付窓口・お問い合わせ先

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| (1)日高町役場 子育て福祉課  | 電話 01456-2-6183 |
| (2)日高総合支所 地域住民課  | 電話 01457-6-3173 |
| (3)水・くらしサービスセンター | 電話 01456-2-0255 |
| (4)厚賀出張所         | 電話 01456-5-2111 |

### 4 日高町の保育所

	保育所名	住所	定員	受入年齢
1	日高保育所	本町東3丁目261-6	60名	生後6か月以上~小学校就学前
2	門別わかば保育所	字緑町11-6	75名	生後6か月以上~小学校就学前
3	富川二葉保育所	富川南1丁目9-2	120名	生後6か月以上~小学校就学前
4	厚賀すずらん保育所	字厚賀町214-1	45名	満1歳以上~小学校就学前

※保育時間(認定状況により下記利用時間に区分されます。)

- ・保育標準時間 8:00~17:45
- ・保育短時間 8:00~16:00

# 年末調整について

## ■勤務先に諸控除の申請を

給与所得者の所得税及び復興特別所得税は、通常、事業所が行う年末調整で精算されます。  
本年中に扶養親族などに異動があった方や保険料（生命、地震保険など）を支払った方は、諸控除の申告書を勤務先に提出してください。

## ■令和2年分年末調整事務担当者説明会開催中止のお知らせ

令和2年分年末調整説明会につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される源泉徴収義務者皆様の安全を考慮し、開催を中止させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページを作成していますので、ご不明な点等がございましたら、こちらのページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)

# 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

## ■対象となる方

### ●老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

### ●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ・前年の所得額が約462万円以下である

## ■請求手続き

### ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象となる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出して下さい。

令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

### ②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは  
お早めに！

## ■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』：0570-05-1165（ナビダイヤル）

年金給付金 検索

